

# リレーコラム コントラクター&TMR法人 飼料価格高騰に負けない酪農

## 飼料高に負けない経営のポイントは食品残さと自給飼料の活用

飼料価格高騰の影響で、平成20年には大半の酪農経営が赤字に転落した。そのなかでも家族農業所得で1千万円以上を稼いだ経営もある。九州地方のAさんもその一つだ。優秀な酪農経営の特徴は何と言っても技術力の高さにあるが、技術力だけでなく食品残さと自給飼料の活用がAさんの特長だ。飼料価格高騰対策の基本は、輸入穀物依存から脱却して飼料調達を多様化することだが、決め手は食品残さと自給飼料の活用にある。

食品残さ利用については、保存性が高く供給量が多いなど利用しやすい食品残さほど活用されており、酪農家の大半(70.8%)が飼料メーカー等を通じて調達している(平成20年度酪農全国基礎調査。以下「同調査」という)。ビートパルプは飼養規模に関係なく利用されており、ふすまは小規模酪農家ほど利用率が高い。

一方、しょうゆ粕やビール粕、豆腐粕は大規模酪農家の利用率が高い。たとえば、Aさんの経営ではしょうゆ粕を活用しているが、発生源の工場まで定期的に引取りに行っている。酪農家の25%が「食品製造業者から直接仕入れている」(同調査)が、直接引取りにいたり運送業者を手配したりする必要があり、利用が大規模経営に限られてしまう。これに対して、豆腐粕は、安価で潜在的な供給量が大きいが、腐敗しやすく利用が難しい。

## コントラクター法人の設立推進と TMRセンターによる未利用資源の活用を

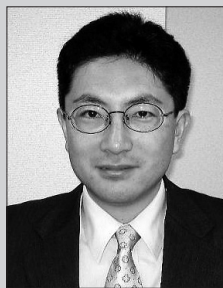
豆腐粕の活用のポイントは、コントラクター事業体が運営するTMRセンターの推進にあると筆者は考える。東北地方で地域の酪農家が共同で設立したコントラクター事業体のB法人では、デントコーンサイレージを主原料としてTMR飼料を毎日調製し、酪農家に供給する仕組みによって豆腐粕利用を可能にした。現状では食品残さを「TMRセンターから加工されたものを仕入れている」酪農家はわずかであり(11.7%・同調査)、いっそうの食品残さの活用を進めるには毎日調製する形態のTMRセンターを増やす必要がある。TMRを毎日調製するうえでは粗飼料のストックが必要になる。また、こうしたTMRセンターは、利用者である地域の酪農経営を経営基盤として設立するので、地域の農地資源を活用できるコントラクター事業を兼営することが理想的だ。

ところで、このB法人にも悩みがある。デントコーンを栽培する圃場の分散だ。地域には野菜農家もいるため、圃場は虫食い状態にならざるを得ない。このため、収穫物のデントコーンの運搬にダンプが何台も要るので、サイレージのコストアップ要因になる。圃場から圃場へ連続して収穫作業を続けられれば効率的な生産が可能になり、農機の投資を抑えられる。そこで、飼料作と野菜作とで畑地をブロックローテーションする仕組みが求められる。それには市町村やJAによる農地の利用調整だけでは不十分で、酪農家と野菜農家など地域の農業者が共同で設立する農業法人が地域の農地の利用権を集積して利用者

# で創る 経営基盤

森 剛一（もり たけかず）

85年慶應義塾大学経済学部卒、全国農協中央会（JA全中）入会。91年JA全中退職後、現在はアグリビジネス・ソリューションズ（株）代表取締役、森税務会計事務所所長に就任し、税理士、経営コンサルタントとして活動中。主な著書に「よくわかる酪農の財務・税務のノウハウ」（酪農総合研究所）などがある。



に年ごとに農地を割り当てる仕組みが必要になるのではないか。

## 転作田の活用と農地の利用関係の強化が不可欠

このB法人の経営者が県内の水田地帯のC法人の視察に行った話を聞いたが、しきりにC法人の飼料基盤をうらやましがっていた。C法人は、新規就農者が設立した酪農専門の法人で、水田地帯の真ん中に牛舎があり、周囲は一団のデントコーンの転作田である。農地が面的に集積しているので効率的な栽培が可能だ。

ところが、理想的に見えるC法人の飼料栽培にも問題がない訳ではない。C法人の転作田の利用は、現行の米の生産調整関連対策を前提としているからだ。C法人の場合、水田の地権者である稲作農家に代って、地域の転作作業を肩代わりする一方で、収穫物であるデントコーンを無償で譲り受ける形だ。水田を地権者から借りているわけではない。

水田の地権者は、転作参加によって地代を上回る転作助成金を受け取ることができるので現在はC法人に転作を任せている。しかし、米の生産調整を見直した場合に主食用米の作付面積が現行の160万ヘクタールから60万ヘクタール増えて、220万ヘクタールになるという農林水産省の試算もある。米の生産調整が廃止されても地権者すべてが転作田で稲作を再開するとは考えにくい。転作助成金をもらえないのにC法人に今までどおり無償で利用させるだろうか？ C法人が利用できるとしても賃貸借契約に変更したうえで地代が要求される。しかし、米の生産調整廃止となれば、大規模稲作を指向する経営が政策転換で刺激され、より有利な地代の条件を提示して農地確保をめぐる競争が起こることも予想される。転作助成金が担い手ではなく地権者の収入となる転作助成金の「地代化」は是認できないが、現状のまま転作助成金を廃止すれば転作田の土地利用が崩壊しかねない。

酪農経営が、水田地帯において安定的な自給飼料基盤を確保するには、現行の米の生産調整を前提とした仕組みに立脚するのではなく、転作田の利用権設定や耕種農家を巻き込んだコントラクター法人の設立など安定的な農地基盤を確保する取り組みが必要だ。平成21年度の補正予算（案）では、予算規模2,979億円の新規事業「農地集積加速化事業」が創設され、今後3年間に農地の面的集積につながる貸出しを行った農地所有者へ交付金を交付（最高15,000円/10a/年・最長5年分）するという。こうした交付金を活用して、酪農経営やコントラクター法人への転作田の利用権設定をすすめていくことも一つの方法だ。

利用権設定となれば酪農経営に地代の負担が生ずるが、一方で米の生産調整関連対策が続く間は耕畜連携水田活用対策補助金などが酪農経営に入ることになる。加えて、酪農による水田活用については、集落営農法人が主体となったWCS稲栽培の推進が重要だ。この場合、酪農家も集落営農法人に出資するなどして仕組みづくりや運営に参加することが必要になってくる。

RELEASE COLLECTOR